

平成 3 0 年

亀山市教育委員会 2 月定例会会議録

亀山市教育委員会 2 月定例会会議録

1. 日 時

平成30年2月22日（木）午前9時開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

| | |
|-------|---------|
| 教育長 | 服 部 裕 |
| 1 番委員 | 井 上 恭 司 |
| 2 番委員 | 大 萱 宗 靖 |
| 3 番委員 | 宮 村 由 久 |
| 4 番委員 | 太 田 淳 子 |

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

| | |
|-----------------------|---------|
| 教育次長 | 大 澤 哲 也 |
| 教育総務室長（以下総務室長という。） | 原 田 和 伸 |
| 学校教育室長（以下学校室長という。） | 西 口 昌 毅 |
| 教育研究室長（以下研究室長という。） | 徳 田 浩 一 |
| 生涯学習室長（以下生涯室長という。） | 亀 山 隆 |
| 図書館長 | 井 上 香代子 |
| 歴史博物館長（以下歴博館長という。） | 小 林 秀 樹 |
| まちなみ文化財室長（以下まち室長という。） | 山 口 昌 直 |
| 教育総務室主任主査（書記） | 草 川 正 富 |
| 教育総務室主任主事（書記） | 三 井 直 子 |

6. 会議録署名者指名

3番委員（宮村由久委員）

4番委員（太田淳子委員）

7. 会議録の承認（11月・12月定例会、第13回臨時会）

承認

8. 教育長報告

教育長 教育長報告の主なものを「平成30年2月定例会教育長報告」に基づき報告。

1月18日、県教委の人権教育課の職員が来庁した。この1年間で、障害者差別解消法や3つの人権教育に係る法律が改正されたことを受け、市として取組を進めてほしいという主旨であった。

19日、教育委員が学校訪問を行った。

21日、2回目の図書館市民ワークショップが行われた。

22日、亀山東小学校において授業改善研修会が行われ、文科省の教科書調査官に指導や講演をしていただいた。

24日、B&G全国サミットに参加した。

28日、野村の慈恩寺において、文化財防火デー消防訓練が開催され、檀家や地域の方が参加されていた。

30日は、規定にのっとり、2回目のいじめ問題対策連絡協議会を開催した。亀山市の状況を説明するとともに、それぞれの立場でできることを行っていくこととなった。

2月1日、2回目の図書館整備推進委員会が開催された。ワークショップの報告や、附帯機能について意見交換を行った。

2日、亀山西小学校へ移動歴史博物館を見に行った。

4日、市職員二次募集に係る面接を行った。

5日、6日は秋田県秋田市、7日は宮城県仙台市へ、事務局職員と英語教育の視察に行った。亀山市でも取り入れていけることは取り入れていきたい。教育委員は、8日と本日に分かれ、英語の短時間学習の参観を行った。

9日、北勢児童相談所の職員が来庁した。北勢児童相談所は現

在、亀山市より北の市町を所管している。しかし、近年、亀山市や鈴鹿市の事案が大変増加しているため、亀山・鈴鹿地区のみを所管とする児童相談所を新たに鈴鹿市に作る方針を知事が示した。したがって、来年度から鈴鹿市に新たに児童相談所が作られることについて、説明を受けた。

10日、3回目の図書館市民ワークショップを行った。

13日、行政改革統括管理委員会が開催され、亀山市が現在指定管理している施設等について、指定管理を続けるかどうか検討した。

14日、市町等教育長会議において、新年度の県の教育方針の説明があった。いじめ防止条例や部活動ガイドラインの最終案が示された。

17日、美し国三重市町対抗駅伝結団式に出席した。駅伝の結果は10位であった。

19日、鈴鹿関跡学術調査専門委員会に出席した。鈴鹿関跡の学術的及び文化財的な価値を明らかにし、国の文化財の指定を目指すための委員会である。複数年に渡って開催される委員会の第1回目であったため、委員に委嘱状をお渡しした。

井上委員 昨年も質問したが、美し国駅伝大会について、順位に関係なく、開催することに意義があると思うが、士気が低下し、出場を辞退したいという意見は出ていないのか。

教育長 子どもがたくさん出場するため、結団式の挨拶に加えていただいているが、大会の主催は県や各市町である。当初10回程度を目指していた駅伝大会であるが、今回11回目となった。辞めたいというよりは、続けるという意見の方が多いように思う。

研究室長 開催当初は小さい市町からやめたいという意見がありました。しかし、最近の開会式や交流会を見ていると、年々盛り上がっており、沿道の応援者の数がとても増えてきました。11回も行ったことからやめられないと考えている方もいるかもしれませんが、もっと続けて開催していこうと考えている方が多いのではないかと認識しています。亀山市は、8位から11位くらいで順位が固定化していますが、出たいという人がとても多いことから、市で一体感が生まれているのではないかと思います。

井上委員 宿泊費等が必要であると思うが、小さい市町にとっては負担で

はないか。

研究室長 亀山市は宿泊する必要がありません。宿泊が伴う市町には、県から補助があります。

(ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。)

9. 議事

教育長 議案第5号「亀山市立幼稚園規則の一部改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)

(総務室長詳細説明)

教育長 幼稚園と小中学校の学習指導要領を委員へ配布してほしい。

総務室長 後ほどお渡しします。

(ほかに意見はなく、議案第5号は承認される。)

教育長 議案第6号「亀山市教育委員会事務局組織規則の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

(提案理由説明)

(総務室長詳細説明)

太田委員 幼稚園業務が健康福祉部へ移るとのことであるが、健康福祉部との連携は教育委員会のどの部署が行うのか

総務室長 直接の連携は、事務分掌に「就学前教育に関すること」が記載されている、学校教育課教育支援グループが行います。しかし、幼稚園教諭が入っている公立学校共済の事務は教育総務課教育総務グループが行います。一方、これまでの教育委員会事務局組織規則に明示されていた「幼稚園使用料の決定、徴収、減免及び還付に関すること」については、来年度から補助執行という形で健康福祉部が行うこととなります。よって、健康福祉部との主な連携は教育支援グループが行いますが、補助執行に関する事務の調整については教育総務グループが行うこととなります。

大萱委員 学校教育課は現在の教育研究室と学校教育室の業務の一部を行うということであるが、学校教育課長の負担が大きいのではないか。

教育次長 市の考え方として、課は現在の室の規模より拡大していくという方向で進めています。確かに、課長は現在の2室分の業務を見

ることとなり、大変になると思いますが、その分、課長の下にグループリーダーが付き、基本的にグループリーダーが業務を進めることとなります。

大萱委員
教育次長

課の職員の人数のバランスはどうなるのか。

まだ最終的な人数は決まっていません。全体としては、現在の業務内容や業務量に応じた割り振りとなる予定です。

教育長

人員に関しては、現状より減ることはないよう強く要望している。

太田委員

学校運営協議会の会議に現在は室長が参加しているが、機構改革後は課長とグループリーダーどちらが参加するのか。

研究室長

現在、教育研究室と学校教育室から学校運営協議会の会議に出席しています。また、来年度、コミュニティスクールが3校増え、6校となることから、兼務があるかもしれませんが、会議については学校教育課の中から参加します。ただし、事務については学事教職員グループが行います。

井上委員

第9条に主幹、指導主事、主任主査、主査、主任主事は記載されているが、主事は記載されていない。主事も記載しておけばよいのではないか。その他職員とは何か。

第4条第5項に「事務局に主査、主任主事、その他職員を、課に主幹、指導主事及び主任主査を置くことができる」と記載されているが、なぜ事務局と課に分かれるのか分からない。

学校教育課教育研究グループに、「人権教育に関すること」と「情報教育に関すること」と記載されている。ほかにも「〇〇教育」というものはたくさんあると思うが、なぜこの2つだけ取り上げたのか。

教育総務課施設・保健給食グループに「学校給食に関すること」と記載されているが、食育や給食指導を指しているのか。

総務室長

第4条第5項は現在の規則と同様の内容であり、事務局の職員である主査、主任主事及び主事については、教育部長の人事権の範囲内とするため配置する課を定めません。一方、主幹、指導主事、主任主査については、課を越えて異動ができません。

第9条のその他職員に主事が含まれます。ほかに幼稚園教諭、技師等の職務もありますので、一部の役職のみ記載し、主事等については「その他職員」と記載しています。この表現は、市長部

局と同じです。

研究室長

人権教育や情報教育のみ取り上げている件について回答します。新しい規則を作成するに当たり、旧規則にある事務分掌を残すことを前提としています。一方、新しいものを加えたり、時代に合わないものを削除したりもしています。人権教育や情報教育については旧規則にあるため、引き継いで記載しています。また、特別支援教育については、市長部局と連携していることや特別支援コーディネーターを配置していることから、特出しすることにしました。したがって、新規則には、大きなカテゴリーとして考えられるものを「〇〇教育」と記載しています。ほかにもたくさんありますが、教育研究グループの中では、（１）教育関係職員の研修に関することや（２）教育に必要な教育資料の収集及び提供に関すること等に、教育支援グループの中では（１）学校教育の指導及び助言に関することや（２）学校教育の指導面に係る調査及び研究に関すること等に包括されると考えています。

井上委員

少し違和感がある。多文化共生に関する教育や環境に関する教育、性に関する教育、食育等がそれぞれのグループの（１）や（２）に含まれるのであれば、情報教育や人権教育もそこに入れておけばよいのではないか。

教育長

情報教育や人権教育は旧規則にも記載されていることや、教育研究グループの職員に情報担当及び特別支援教育を主として行っている職員を配置していることから、特出ししている。多文化共生等に関する教育については、専門の職員を配置して行っていないため、現時点では各グループの（１）や（２）に含んでいる。

学校室長

教育総務課施設・保健給食グループの（６）学校給食に関することは学校給食の運営全般を指しており、食育の指導面については、施設・保健給食グループではなく、教育支援グループの（１）学校教育の指導及び助言に関すること等に包括されると考えています。ただし、学校給食について、施設・保健給食グループが作成する給食のたよりの配布も食育に含まれると考えています。

（ほかにも意見はなく、議案第６号は可決される。）

教育長

議案第７号「亀山市教育委員会表彰規則の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)
(総務室長詳細説明)

大萱委員 第2条第4項に文化財分野について記載されているが、市長部局に市民文化部にも文化財に関する部署がある。教育委員会と市長部局のどちらが表彰するかどのように考えるのか。
第6条について、被表彰者が表彰前に死亡した場合について記載されているが、規則制定前に死亡している方も対象となるのか。表彰前とはどこまで前を指すのか。

総務室長 規則制定前の功績も対象となります。

大萱委員 表彰が決定した方が亡くなった場合は、その遺族に表彰状等を贈ることとなるが、被表彰者を検討する時点で亡くなっている方については、被表彰者の候補でないと考えてよいか。

総務室長 そのとおりです。

教育長 平成30年度表彰は規則制定後初めてであるため、被表彰者の人数が多くなると思う

太田委員 平成30年度の表彰者は多いかもしれないということであるが、表彰は毎年秋に行われる。最初にたくさんの人を表彰すると、次回以降候補者がいなくなることがあるかもしれない。それでも毎年表彰を行うのか。行わない年もあるのか。

教育長 別途、表彰基準を定める。無理に毎年表彰することはないと考えている。また、関係団体からの推薦をいただくというステップを踏むことある。

教育次長 それも含め、第7条で整理をします。
また、亡くなった方の扱いについても、第7条で整理をします。年に1回の表彰であるため、長年候補者として挙がっていたが被表彰者にならず、亡くなってしまった場合については、次の年に表彰してもよいのではないかと考えています。

大萱委員 その場合は、第5条の被表彰者の決定の際、故人を決定することがあるということか。

教育次長 そのとおりです。

大萱委員 それならば、第6条の「死亡したときは」を「死亡しているときは」と記載した方がよいのではないか。前者の場合、故人の表彰はできないのではないか。

総務室長 市や社会福祉功労者の表彰規則では、「死亡したときは」と記

載されています。

教育長 長年候補者として挙がっていたが被表彰者に該当せず、亡くなってしまった場合はどう扱うか。

大萱委員 前回表彰時にはいらっしゃったが、その後亡くなった場合は表彰できると思うが、5年も10年も前に亡くなっている方を表彰するのは難しいのではないか。

総務室長 条文が想定しているのは、表彰が決定してから被表彰者が亡くなった場合ですが、それ以前に亡くなった方の取扱いについては、選考基準を作成する際、整理をします。

教育長 選考基準は3月か4月に作成されるのか。選考期間が必要であるため、表彰の間際では困る。

総務室長 4月1日施行であるため、それまでに選考基準を作成します。

井上委員 第2条第1号に「改善」という文言があるが、第2条第2号から第4条には記載されていない。また、第1条には「文化の振興等に貢献した」と記載されている。なぜ「改善」という文言が唐突に出てくるのか。

第1条に「市の教育、学術及び文化の振興等に貢献した者の表彰」とあるが、第2条第4号の文化財については「保護に尽力した」となっている。文化財の振興とは文化財の保護に尽力することなのか。

総務室長 文化の振興等については、第2条第5号で広く受けられるようにしています。

井上委員 第2条第4号で、「文化財の保護」と限定せず、「学術及び文化の振興に尽力し」としておけばよいのではないか。

教育長 文化については、市長部局において執行しているため、越権行為になる。

井上委員 第1条も「文化財の保護に貢献」としておけばよいのではないか。

総務室長 そのような考え方もありますが、文化については元は教育委員会の所管であったことから、「振興等」というように広く見ておいた方がよいと考えました。参考として、市の表彰条例には、「市の行政、経済、文化、社会福祉その他各般にわたって市の振興に貢献し」と記載されています。

井上委員 市の表彰条例に教育分野がないため作ったということか。

- 教育長 教育分野であっても、全国レベルの活躍をした場合は、市で表彰されるかもしれない。しかし、教育委員会で表彰する方は、長い間、子どものために頑張っていた方々を重視したいとの思いがある。
- 総務室長 規則を作成するに当たって、総務法制室と市の条例との整合性について打合せをしましたが、市と教育委員会では表彰基準や団体が異なるため、表彰者が被ることもあり得ます。
- 井上委員 第1条に文化の振興と書かれているので気になっている。
- 宮村委員 私も同じ個所が気になっている。選考基準が明らかになっていないため、選考基準を見てからの議論になると思うが、地道に子どもたちのために頑張っていた方々を、公平に、透明性を持って選考できるような基準を作成してほしい。単に、教育委員会が上から目線で決めるのではなく、下からボトムアップ的に出てくるような選考方法を考える必要がある。
- 市の表彰条例との兼ね合いであるが、全国的な活躍をされた方がいた場合、教育委員会でまず挙がり、その後市へ挙がるのではないかと考えているが、市の表彰と住み分けをするのかを含めて、選考基準を作成する際考えてほしい。
- 教育長 第1条については広く見ておき、第2条で明確化する。基準については今後しっかり作成する。
- 井上委員 整理をするということであるが、第1条に文化の振興と記載しておきながら、第2条で文化財の保護と限定するのはいかなものか。また、第2条の第1号で「改善」という言葉が必要かについても併せて検討してほしい。
- 総務室長 検討します。
- 教育長 文化財について、まち室長は何か意見があるか。
- まち室長 文化財の保護を特出ししてあるのはありがたいと思います。歴史博物館に係る貢献は第2条の第何項に当たりますか。
- 教育長 第2条第4号の学術の振興とも考えられる。歴博館長は何か意見があるか。
- 歴博館長 第2条第1号に社会教育の振興とあります。歴史博物館は社会教育の関連施設であるため、どちらを根拠にするのか分らないと思いました。法において、文化財の保護には保存と活用が含まれていますが、文化財の普及についても、文化財の保護の中に含

まれると考えてよいですか。

教育長 語り部等のことか。

歴博館長 語り部もそうですが、個人で所持している文化財を通して、地域の方に公開することで、地域の歴史文化の保養を図られた方も文化財の保護を根拠に表彰対象となりますか。

教育長 10年以上等の基準はあると思うが、文化財の保護を根拠に表彰対象として考えられるかもしれない。

総務室長 表彰規則は新たに策定するものであり、様々な考え方があると思いますので、皆さんのご意見を参考に、全体のバランス見直し、再度検討します。

教育長 議案第7号は継続審議とする。来月にまた議案として提出すること。

(休憩)

教育長 議案第8号「亀山市人権教育基本方針の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)

(研究室長詳細説明)

太田委員 1ページには「子どもも大人も全ての人が…」と記載されているが、4ページ2(5)に「幼稚園・小学校・中学校」と記載されており、福祉部局の保育所等は記載されていない。この部分だけ縦割のように感じるがよいのか。

5ページ3(5)について、地域に開かれた学校を推進しているにも関わらず、人権活動を位置づけるのはPTA活動だけでよいのか。学校運営協議会等、もっと大きな括りにならないのか。人権教育として行いたいことと、教育委員会の管轄が交わっていない部分が所々見受けられる。一方、県の基本方針を読んでも、「園児等」と記載する等、上手に記載されている。市の基本方針は、なぜ県のように記載しなかったのか。

研究室長 4ページから6ページについては、「学校教育における人権教育」というカテゴリーであることから幼稚園のみ記載しています。保育所については社会教育として整理しています。

5ページ3(5)についてはPTAにも位置付けるという意味

であり、PTA活動に限定しているわけではありません。

太田委員 意味は分かるが、一般市民には理解しづらく、区別されているように思う。

教育長 この基本方針は、学校教育における人権活動と社会教育における人権活動という大きな2つからなっており、学校教育に保育所を含めることはできないようである。

研究室長 県の基本方針は「幼稚園等」となっているとのことですが、県の基本方針は学校教育と社会教育を分けていないため、「等」を挿入したり、「子ども」という表現を使用したりしていると認識しています。

太田委員 県の基本方針の方が分かりやすい。

研究室長 この基本方針を作成するに当たり、市の共生社会推進室や生涯学習室、校長会、県にご意見をいただいています。

教育長 県の人権教育課等の指導助言を受けているということである。

太田委員 6ページ1(3)に「講演会・映画会・コンサートなどを幅広く企画し…」とあるが、現在どのような催しをしているのか。

研究室長 直接人権に関しないかもしれませんが、例えば、戦争をテーマにした映画の上映や、ヒューマンフェスタが開催されています。

太田委員 ヒューマンフェスタはすぐに思い浮かんだが、ほかに特に企画や催しはしていないように思う。

研究室長 今後も行っていくという意味で記載しています。

宮村委員 見え消しの資料であったため、策定なのか修正なのか分からなかったが、旧の亀山市で作成済みのものを、時間的経過に伴い、変更が必要な箇所を変更したということで理解した。基本方針2ページで、従前は「差別が」となっていたが、「人権侵害や差別が」という言葉に変更されている。一方、同じページの中で「差別解消に何よりも必要なことは…」や「差別解消に対して…」と記載されており、「人権侵害」という文言がなくなっている。人権侵害に対する取組はどうなるのか。また、3ページ以降も「差別」と記載されている。文書の流れとして違和感を覚える。

2ページ1に、新たに制定されてきた法律が列挙されているが、この基本方針は亀山市人権条例を基に基本方針が作成されているため、亀山市人権条例を記載するべきではないか。

3ページに個別的な人権問題に対する取組が羅列されているが、

県の基本方針はこれらの個別課題についての方針の記述はないのか。

同取組に「様々な人権に係わる問題」とあり、「様々な人権に関わる問題とは、高齢者、患者、犯罪被害者…」と記載されているが、2ページや4ページでは「高齢者等」と記載されており、高齢者以外の様々な人権は「等」に含まれているのか。

研究室長

「人権侵害」という文言については、県の人権教育課からの助言を受けて記載しています。「差別解消」という文言は、差別と人権侵害の意味が似ていることから、これら両方の解消を意味しています。

3ページの個別的な人権侵害の取組について、6つの具体例を列挙しており、様々な人権の例として高齢者を先頭に記載しています。これは、県の基本方針と同じ文面であり、文の途中で記載されている様々な人権については、この文言の説明の先頭に記載している「高齢者」に「等」を付けることで統一して記載しています。

3ページの個別的な人権問題に対する取組について、県の基本方針においても個別課題についての方針の記述はありません。県の改定前の基本方針にも個別課題についての方針の詳細についての記述はありませんでした。今回の改定では、インターネットにおける人権侵害や北朝鮮当局における拉致問題等を新たに挿入して改正しています。

2ページ1について、国、県の法律や人権教育基本方針等を挙げ、これらにのっとり、人権教育を全市的な取組体制の中で推進すると表記しており、亀山市独自の条例や基本方針については前述していることから、この部分には記載していません。

宮村委員

国の法律や県の人権教育基本方針も前述してある。亀山市の人権教育基本方針であるならば、亀山市の人権条例が根本ではないかと思う。この文面では、県の条例に基づいて作成している印象を受けるため、亀山市の人権条例を記載することで、亀山市が主体的に作成しているように記載した方がよいのではないかと。

教育長

亀山市の人権条例を記載しても筋は通ると思うがどうか。

宮村委員

平成12年に基本方針を作成したときに亀山市の人権条例はなかったが今はあるため、はっきり記載するべきだと思う。

教育長 亀山市の人権条例を記載するということでよいか。
研究室長 記載します。
井上委員 3ページの個別的な人権侵害の取組に記載されている6つ具体例は県の基本方針を引用しているのか。
研究室長 そのとおりです。
井上委員 4ページの様々な人権に係わる問題の説明も県の基本方針を引用しているのか。
研究室長 そのとおりです。
井上委員 「拉致問題」だけではなく、「北朝鮮当局による」とまで記載するのか。また、インターネットによる人権侵害等が新たに記載されたということであるが、ヘイトスピーチについてはどうか。
研究室長 ヘイトスピーチ自体が人権侵害であるため、それが外国人等への人権侵害の手段となることもあります。
北朝鮮当局による拉致問題について、県内には直接的な拉致被害者がいるかどうかは不明な部分もあるようです。また、国名を入れた意図については把握していません。
井上委員 インターネットによる人権侵害も、ヘイトスピーチ同様人権侵害の手段であるが、災害や貧困等は手段ではないため、横並びにするのはおかしい。
研究室長 インターネットによる人権侵害については、あまりにもSNS等による差別やいじめにつながる事案が多いことから、あえて加えたところ県の人権教育課から説明がありました。
井上委員 差別の手段と、差別の内容を横並びにしているため、違和感がある。
教育長 ご意見を参考に、事務局で修正の上、可決してよいか。
(異議はなく、議案第8号は可決される。)

教育長 報告第1号「亀山市学校歯科医の委嘱」を上程し、事務局の説明を求める。
教育次長 (提案理由説明)
(学校室長詳細説明)
(質問はなく、報告第1号は承認される。)

10. 協議事項

- 教育長 協議事項1「平成29年度小中学校卒業式及び幼稚園卒園式告辞」についての説明を求める。
- 教育次長 (提案理由説明)
(幼稚園卒園式告辞事務局朗読)
(質問はなく、幼稚園卒園式告辞の協議を終わる。)
- (小学校卒業式告辞事務局朗読)
- 宮村委員 感想であるが、この内容は入学式に使った方がより良いのではないか。
- 教育長 私も同じことを感じた次第である。
- 井上委員 毎回意見として述べているが、卒業式は、校長や教育委員会、議員、PTA会長等、多くの大人が話をするため、なるべく文量を減らすよう検討してほしい。
- 告辞内容について、「ある中学一年生の女の子のことを」と記載されているが、「女子生徒」等にしてはどうか。
- 研究室長 この部分は、県が掲載している今年度の優秀な人権作文から引用しており、かぎかつこの部分については、できるだけ原文に近いようにしています。
- 井上委員 かぎかつこの部分は、生徒の作文であるため、そのままにしておくべきだと考えている。それ以外で短くできないか検討してほしい。
- 教育長 この告辞の代案はあるか。
- 研究室長 代案について検討しましたが、作成していません。しかし、この告辞は入学式後の部分が長い気がしますので、少し修正します。
- 大萱委員 ここに出てくる話は実話か。
- 研究室長 実話です。
- 大萱委員 亀山市で、この話のように耳が聞こえにくい児童はいるのか。
- 研究室長 卒業する学年に、耳が聞こえにくい児童がいるとは聞いていません。
- (ほかに質問はなく、小学校卒業式告辞の協議を終わる。)
- (中学校卒業式告辞事務局朗読)
- 井上委員 「この言葉からは、周りの方への感謝の気持ちを忘れず…」と記載されているが、どの言葉を指しているのか。

- 研究室長 「個人で走っていてあきらめてしまう場面でも、ここであきらめちゃいけない」の部分です。
- 井上委員 かぎかっこの前にある、「様々な人に支えや応援があるからこそ、何倍もの力が出せる」という部分なら理解できるが、かぎかっこの記載されている部分からは、「周りの方々への感謝の気持ちを忘れず…日々積み重ねることの大切さ」を読み取ることができない。
- 研究室長 文を無理やりつなげている感じもすることから、主旨はこのままで、短くすることも視野に入れて修正します。
- 井上委員 3段落目を削除し、後半に文を付け加えてもよいと思う。
- 宮村委員 小学校と幼稚園では、保護者へお祝いの言葉があったが、中学校にはない。それはいかがなものかと思う。
- 研究室長 追加します。
- 太田委員 「決して忘れないでいただきたいと思います」と記載されているが、「忘れないでください」等優しい表現にしてはどうか。
- 研究室長 「忘れないでください」に修正します。
- 教育長 修正を含め、事務局一任としてよいか。
(ほかに質問はなく、中学校卒業式告辞の協議を終わる。)

1 1. 報告事項

- 教育長 報告事項1「亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会委員の委嘱」について説明を求める。
(学校室長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項2「亀山市立図書館市民ワークショップ(公開型・訪問型)の実施状況」について説明を求める。
(生涯室長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項3「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「工事及び委託事業の発注状況」について説明を求めめる。

(総務室長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「教育委員会行事報告及び予定表」について説明を求めめる。

(総務室長、学校室長、研究室長、生涯室長、図書館長、まち室長、歴博館長説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

12. その他

教育長 卒業式及び卒園式の出席者名簿を配布した。

入学式及び入園式の出席者を決定する。

生涯室長 生涯学習計画概要版を配布しました。

第15回臨時会は、3月1日(木)午前9時30分からとする

第16回臨時会は、3月16日(金)午前9時30分からとする。

3月定例会は3月26日(火)午後1時30分からとする。

13. 閉会

午前12時00分